

イスラームにおける生命倫理の諸問題

青柳
かおる

※本稿は、2017年10月31日、東京・新宿区のTK
P市ヶ谷カンファレンスセンターで行われた講演を
まとめたものです。講演で言及されていない参考文
献の詳細も、文末の注に挙げています。

はじめに――

医療問題の噴出と生命倫理の誕生

りがとうございます。イスラームにおける生命倫理の
諸問題について、これまでの私の研究を踏まえながら、
とくに、(1)受精やES細胞などの初期胚の問題、(2)人
工授精など生殖補助医療の問題、(3)脳死や尊厳死、終
末医療に関する問題を中心にお話をさせていただきま
す。イスラームにおけるこの分野は日本ではあまり研
究がなされていないので、本日それをご紹介すること
に何らかの意義があるのではないかと思います。

新潟大学の青柳でございます。本日は、東洋哲学研
究所の連続公開講演会にお招きいただき、まことにあ

生命倫理とは、一九六〇年代後半から一九七〇年代
にかけて登場した学問もしくは規範です。二十世紀以

No Image

講師の青柳准教授は、宗教学・イスラーム思想史が専門。先端医療と古来の宗教伝統とのかねあいに、イスラーム世界はどう取り組んでいるかを具体的に紹介した

降、生命科学や医療技術が著しく発展し、生命への人為的な介入が可能になりました。その結果、生と死の境界があいまいになつていつたのです。

たとえば、重度の障がいをもつ新生児への治療の差し控えや、脳死問題をはらんだ臓器移植、終末期患者の安樂死といった、大変に困難な問題が噴出しました。これらの医療問題に対して、哲学者、法律家、社会学者、生命倫理学者といった多くの分野の専門家が解決策を探るようになりました（細田満和子「生命倫理はどこから来て、どこへ向かうのか？」玉井真理子ほか編『はじめて出会う生命倫理』有斐閣、二〇一一年、二四、二六頁）。そのようななかで、宗教界も見解を表明するようになつたのです。

では、生命倫理はこれまでの医療倫理と何が違うのでしょうか。医療倫理とは「医療従事者は患者の立場に立つて行動すべきである」という倫理であり、医療従事者と患者の当事者同士が納得すれば倫理的問題を解決できました。しかし、たとえば体外受精のように、生命の根幹部分に人為的操作が加えられ、当事者同士

の納得だけではすまない状況が生まれています。そして、生命の尊厳にかかわるような医療技術の開発や利用については、当事者だけではなく社会的な合意形成が必要とされ、そこから医療の現場と一般社会をつなぐ新たな学問分野として生命倫理が登場しました（小原克博「生命倫理に対し宗教は何ができるのか」『大法輪』二〇〇七年）。

1 イスラームの概略と研究の動機

本題に入る前に、まずイスラームについての概略を述べたいと思います。イスラームとは、唯一神アッラーへの帰依を意味し、預言者ムハンマドに下されたコーラン（クルアーン）を聖典とする宗教です。イスラームの信徒ムスリムは、中東やアフリカ北部、東南アジアを中心に戦争がつておらず、その総数は約十六億人といわれています。ヨーロッパ、アメリカにも広がっています。「イスラーム」というアラビア語の本来の意味は「自身を何かに投げ出すこと」であり、神アッ

ラーに自分自身を投げ出し、ゆだねる、つまり神に絶対的に帰依する、服従することを指します。

イスラームの教えは、神から人間にに対する命令であるイスラーム法（シャリーア）が与えられ、それに対して人間が服従する構図になっています。神の法であるシャリーアを守れば来世で天国に行くことができ、守らなければ地獄に行かなければならぬシステムです。カトリックの煉獄といった中間的境界はなく、天国か地獄かのどちらかです。最後の審判で善い行いと悪い行いが秤にかけられ、それがたとえ芥子粒ほどの違いでも天国か地獄か傾いたほうに振り分けられてしまう、といわれています。

イスラームで典拠とされるもの

①神の言葉（コーラン）

この神の命令を知るためにには、まずコーランを見なければなりません。コーランは、アラビア語で「声に出して読まるもの」「朗誦されるべきもの」を意味し、美しい文体のアラビア語で構成されています。韻を踏

んだ散文詩の形式なので、コーランは努力すれば暗記できるともいわれています。そこには、神から預言者ムハンマドに下されたとされる啓示、つまり神の言葉がまとめられています。厳密にいうと、神からムハンマドに直接語られたのではなく、その間に天使ジブリールが入ってムハンマドにアラビア語で語りかけ、ムハンマドがそれを暗記しました。ただ、周りの者たちもその言葉を暗記していたため、ムハンマドが生きていた時代にそれが書物にまとめられる事はありませんでした。その後、暗記した人たちが亡くなつていくにつれ、神の言葉も失われてしまつとの危機感が生まれ、記憶が結集され始めました。そして、第三代カリフ、ウスマーン（在位六四四－六五六年）の時代に公式のテキストをつくろうとする動きが起きました。

現在、ウスマーンが結集したとされるコーランのレプリカが、ウズベキスタンのタシケントにあるイスラーム大学図書館に所蔵されています（写真）。当時はまだ紙がなかつたため、神の言葉は羊皮紙に書かれました。このような公式テキストのコーランが幾つかつくれられ、

主要都市に配布され、いまのコーランにつながっています。当時はまだアラビア語の文法学が発達していませんでしたが、後代になってそれが発達すると、正式な記述法もでき、アラビア文字の書道が確立していきます。コーランもきれいな文字で書かれるようになります。美しい装飾がほどこされました。たとえば、十三

No Image

ウスマーンが結集したとされるコーランのレプリカ
(ウズベキスタン・イスラーム大学図書館所蔵、撮影：
塩尻和子氏)

世紀、マムルーク朝の君主スルターンに捧げられたコーランの華やかな写本が、現在、大英図書館に所蔵されています。いまのコーランは、写本ではなく、活字の紙媒体になっていますが、ムスリムはまずこのコーランによつて神の命令を知ろうとします。

②ムハンマドの言行録（ハディース）

とはいゝ、コーランはすべての問題を網羅しているわけではありません。そこで、次にハディースをチエックすることになります。ハディースは「話」「言葉」という意味で、ムハンマドの言行を伝える記録です。コーランに書かれていないことを補完する役割をハディースは担います。

ハディースの内容は、伝承者の伝承経路と伝承の本文で構成されています。「私」つまりこのハディースの当の収集者から、前の世代、さらにその前の世代へ、口伝の経路をさかのぼつていきます。そして、ムハンマドからハディースを直接聞いたとされる人までさかのぼると、その聞いた内容が記載されます。たとえば、

「ムハンマドが『知識を求めよ、中国までも』と言うのを聞いた」というように、です。ハディース集は、主に九世紀のハディース収集者によつて編纂されました。が、ムハンマドからその収集者まで時代が離れていて、途中に何人の伝承者が入っています。そのため、収集し、編纂した人物によつて、たくさんのハディース集が生まれました。そのなかでとくに権威があるとされるのが、ブハーリー（八七〇年没）とムスリム（八七五年没）の二人がそれぞれ編纂した二大『サヒーフ（真正集）』です。

サヒーフは「正しい」という意味です。ムハンマドの時代からハディース集が編集されるまで時代があついたため、その間にハディースの偽作の問題が起きました。その偽物を取り除き、ハディース伝承者の信頼性を格付けし、真に正しい伝承だけを選択したのが、このブハーリーとムスリムの二大『サヒーフ』です。コーランの長さが一冊に収まる程度であるのに対し、ハディース集は分量が多く、多巻本になります。編纂者のムスリムは約三十万のハディースを収集したといわ

れていますが、その伝承経路をチャックした結果、信憑性の高いものは四千ほどしか残らなかつたそうです。

③法学者の回答（ファトワーカー）

イスラームでは、コーランとハディースの解釈に基づいて、イスラーム思想やイスラーム法すなわちシャリーアが生まれています。それらを読めば、たとえば、酒や豚肉を禁じるなどの食物規定、女性は毛髪を隠すとするなどの服装規定、一日五回の礼拝方法などがわかります。コーランに書かれていない事項については、ハディースに基づいて規定が行われますが、実際には、それらの文言の解釈が時代や地域や法学者によつて異なる場合があります。この点は、カトリックなどと区別されるイスラームの大きな特徴です。イスラームにはカトリックの公会議のような教義決定機関がないので、一つの教えに対する解釈が正統と異端に分かれることはありません。何か問題が生じた場合に、それに対する解釈や意見が法学者によつて違つていても、どちらか一つがイスラーム全体の統一見解として選択され

ることはないのです。このような背景ゆえに、イスラーム世界では多様性が確保されています。

イスラームには、一般信徒の質問に対する法学者の法的回答であるファトワーカーがありますが、これについても多様な見解が存在し得ることになります。酒の禁止について例を述べますと、コーランではワインを禁止しています。これについては、「アルコールが少しでも入つてゐる飲み物は禁じている」という意見が多数派です。ところが、「いや、ワイン以外は飲んでもいいんだ」という解釈もあります（笑い）。また、「酔っぱらわなければ酒を飲んでもよい」という意見など、いろいろあるようです。だからといって、それらの少数意見が異端にはなりません。このような解釈や見解の多様性は、生命倫理の分野においても同じことがいえます。

ムスリム各派の系譜と分布

イスラームにおける多数派と少数派について概観しますと、多数派がスンナ派でムスリム人口の約九〇%、少数派がシーア派で約一〇%とされています。ムハン

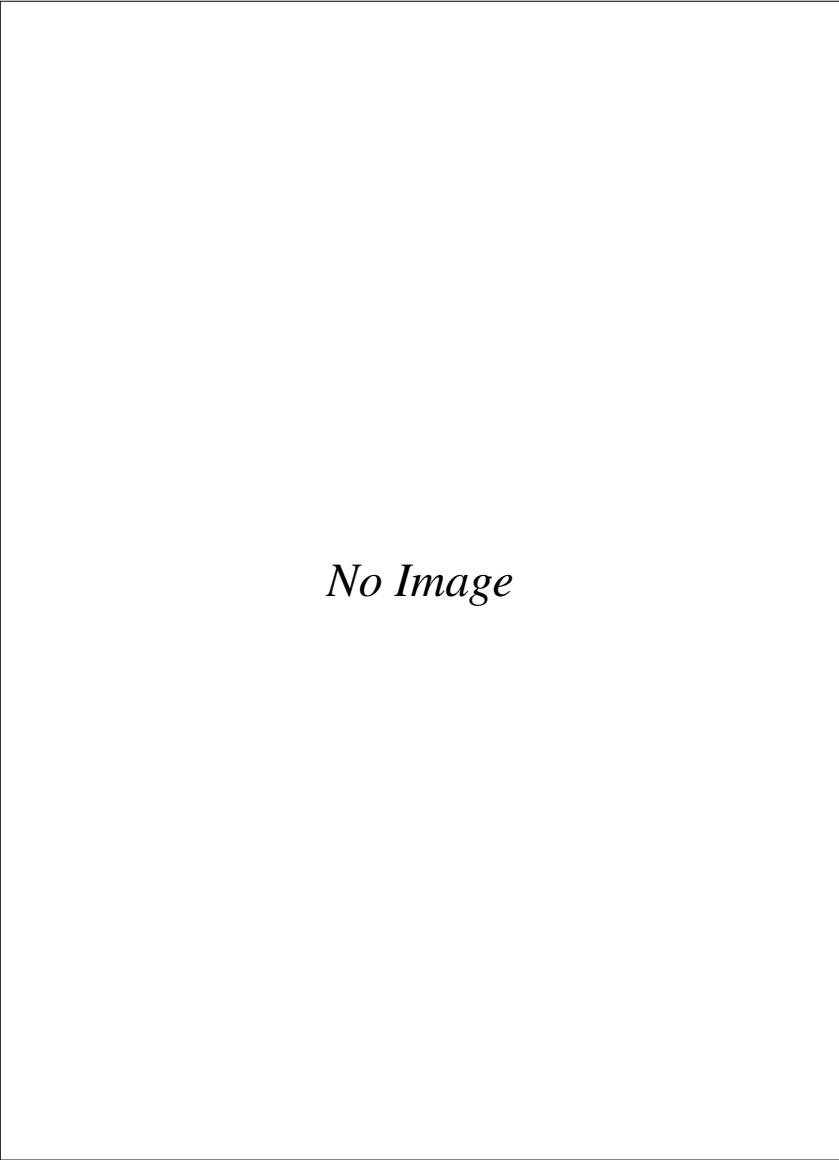
マド亡き後に正統カリフ時代が続き、その後、シリア総督ムーアーウィヤによってウマイヤ朝（六六一—七五〇年）が成立します。この王朝を認め支持した多数派が、後のスンナ派の母体になりました。スンナ派の正式名称は、「ムハンマドのスンナと共同体の合意に従う人々」です。ムハンマドのスンナすなわち慣行、範例に従う人、つまりハディースを読んでそれに従う人のことです。

一方で、ムハンマドの死（六三二年）の後の指導者争いで、ムハンマドのいとこで娘婿のアリーの党派が現れ、彼らがシーア派の母体になつていきます。アラビア語で党派のことを「シーア」といいます。当時、「シーア・アリー（アリーの党派）」と、「シーア・ムーアーウィヤ（ムーアーウィヤの党派）」の争いが起きました。結局、アリーは暗殺されます。ムーアーウィヤがウマイヤ朝を建て、党派ではなくなつたため、ウマイヤ朝を認めなかつたアリーの支持者がたんにシーアと呼ばれるようになりました。

アリーは非常にカリスマ性があり、ムハンマドが生きていた時代から、アリーを次の指導者として慕う人々

が多くいたそうです。アリーとその子孫を指導者（イマーム）とし、彼らに続こうとする人々がシーア派です。シーア派は、誰をどのような権威をもつイマームとみなすかによって分派していましたが、とくに十二イマーム派はシーア派最大の支派であり、現在イランの国教になっています。

シーア派の系図をたどりますと、ムハンマドの末娘ファーティマとムハンマドのいとこアリーが結婚し、二人の間にハサンとフサインという男子が生まれます（系図を参照）。アリーには別の女性との間にも子どもがおり、そこから「カイサーン派」という分派が生まれましたが、現在は消滅しています。フサインは、ウマイヤ朝との戦いで殉教したという歴史から、頭部に矢が刺さり血を流した姿で描かれことがあります。フサインにはザイドとムハンマド・バーキルという孫がいました。ザイド側では「ザイド派」が起こりますが、イエメンで現在「フーシ派」と呼ばれている人々もこの派です。ムハンマド・バーキル側ではさらに、その孫であるイスマーイールとムーサー・カーズイムの側



No Image

中村廣治郎『イスラム教入門』岩波新書、1998年より作成

シア派イマーム（指導者）の系図

でそれぞれ分派が起ります。「イスマーリール派」は、ファーティマ朝（九〇九—一七一年）を北アフリカにつくった人たちです。

一方で、ムーサー・カーズイム側をイマームとして続こうとする人々が「十二イマーム派」です。十二人のムハンマド・ムンタザルがイマームの最後になつているのには理由があります。ムハンマド・ムンタザルはある日突然姿を消しましたが、死んだのではなく、異次元空間に「お隠れになつている」と考えられています。そのため、ムハンマド・ムンタザルは顔のないイマームとして描かれますが、十二イマーム派には、このムハンマド・ムンタザルが終末に救世主として再臨してシア派の敵を倒してくれるという、終末思想があります。この十二イマーム派が、イランのシア派になつています。ここにはユダヤ教やキリスト教のメシヤ思想の影響があるのではないかといふ人もいます。

シア派の地理的な分布をご説明しますと、アリーの支持派は、ムハンマドが死んだ後からイラクの南部に住んでいました。現在もイラクにはシア派がたく

さん住んでいるといわれていますが、もともとシア派がいたわけですね。イランは、サファヴィー朝（一五〇一—七三六年）の成立後にシア派の国になつていきます。またイエメンには、先ほどふれましたザイド派の急進派であるフーシ派がいます。レバノン、シリア、その周辺の山岳地帯には、キリスト教徒やシア派といつた宗教的マイノリティが逃げ込みました。また、エジプトのファーティマ朝が十二世紀、サラデイン（サラーフィアッディーン）によつて滅亡し、一掃されたイスマーリール派がアフガニスタンやパキスタンに移り住んでいます。十二イマーム派は、イランやイラク、サウジアラビアやレバノンなどにも存在しています。

ガザーリー研究から生命倫理へ

もともと私は、古典時代におけるイスラーム思想の文献学的研究をしていました。とくに、イスラーム思想史上最大の思想家の一人といわれるガザーリー（一一一年没）の神秘主義、スルフィズムを対象にしていました。彼は、法学、神学、哲学、神秘主義といったさ

さまざまな分野の研究をした大思想家であり、生涯を描いたDVDも製作されています。講演前にご紹介ください。さつたように、東洋哲学研究所の連続公開講演会では、「二〇一一年にも「イスラーム神秘主義（スルーフィズム）の思想と実践」というタイトルでお話しさせていただきました。

博士論文を執筆した後、現代エジプトのイスラーム主義を研究されている飯塚正人先生のもとに移り、「現代の研究もやつたほうがいい」とご提案いただきました。ただ、いきなりイスラーム主義について研究するには無理がありましたので、「生命倫理なら良い研究ができるのではないか」と助言していただきました。イスラームの生命倫理は、イスラーム思想研究においても未開拓の部分が多く、日本人による研究はほとんどありませんでした。さらに、ガザーリーが「婚姻作法の書」のなかで避妊や中絶について書いていたこともあり、これまでの研究とそれほど断絶することなく取り組むことができると思いました。そこでまず、ガザーリーの「婚姻作法の書」を翻訳・解説し、それをもと

に研究を進めることにしたわけです。

「婚姻作法の書」は、彼の代表作である『宗教諸学の再興』に収められた四十書の十二番目の書です。ここでガザーリーは女性に関して多くのことを書き残しましたが、たとえば避妊を容認する一方で、中絶に反対する立場をとっていました。そして彼の文言が、現代の法学者によって、賛成・反対にかかわらず引用されていることがわかつてきました。ガザーリーは古典時代のスンナ派法学の権威ですから、ファトワを出すのに、まず彼の見解を読んだのだろうと思います。そこから私は、避妊や中絶にとどまらず、生命倫理のさまざまな問題について現代のファトワを調べてみようと思ったわけです。

2 生命倫理の諸問題

受精と初期胚の問題

それでは、受精や初期胚に関する問題をまず見てみましょう。

受精卵はいつ「人間」になるか

イブン・スィーナー（一〇三七年没）の『医学典範』では、胚の形成が、牛乳からチーズになる過程にたとえられます。そこには、凝固させる素である精子と受け入れる側の女性精液が混ざり合うと、チーズが固まるように胎児ができると述べられています。また、コレランにはこうあります。

かれは、いやしい水（精液）の精からその後継者を創られ、それからかれ（人間）を均整にし、かれの聖靈を吹き込まれた御方（三八章八一九節）。コレランの引用は、三田一訳『日ア対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会、一九九〇年、一部改訳。

あなたの主が、天使たちに、「われは泥から人間を創ろうとしている。」と仰せられた時を思え。「そ

れでわが、かれ（人間）を形作り、それに靈を吹き込んだならば、あなたがたは伏してかれに跪拝しなさい」（三八章七一七二節）

このようにコレランには、肉塊もしくは胎児に靈魂が吹き込まれることが明確に書かれています。この現象を「入魂」といいますが、その時期についてはコレランには述べられていません。そこでハディースを見ることがあります。先ほど述べたムスリムによる真正ハディース集『サヒーフ』にはこのように書いてあります。

あなたの方のうちの誰でもその創造は母の胎内で、四十日間で集められる。それから同様の日数で血の塊となり、それから同様の日数で肉の塊となる。それから天使が遣わされて、それに魂を吹き込む（ムスリム『サヒーフ・ムスリム』第三巻、磯崎定基訳、日本ムスリム協会、一九八七年、五七〇頁。「定命の書」）

同様のことがブハーリーの『サヒーフ』にも伝えられています。これらのハディースによれば、最初の四十日が精液、次の四十日が凝血、次の四十日で小さな肉

塊になり、それから天使が肉塊に息を吹き込みます。つまり、受精後一二〇日目に魂が吹き込まれ、胚もしくは肉塊から人間になる、と解釈できます。中絶や医療研究の議論において、入魂の基準日を四十日や八〇日とする見解もありますが、この一二〇日が多くの法学者によつて依拠されている重要な日数です。一二〇日までは胚が人間とはみなされないため、やむを得ない理由がある場合には中絶を可能とするのが、だいたいのイスラーム法学者の一一致した解釈です。その反対に、母体の生命に危険がある場合を除き、一二〇日を過ぎれば中絶を認めないのでイスラームの基本的な考え方です。

ES細胞への見解

ここで、初期胚の問題に関連して、再生医療で使うES細胞の作製がイスラームで認められているのかどうか見ていきたいと思います。胚の利用について島蘭進先生は、「胚とは、おおまかにいって『受精から出生までの人の生命』とされる。とくに問題になるのは、

人間の姿が現れる端緒となる受精後十四日以前の初期胚の時期の胚の利用である」（島蘭進『いのちの始まりの生命倫理』春秋社、二〇〇六年、一〇八頁）と述べています。

卵子が受精すると細胞分裂が始まり、一週間ほどで胚盤胞になつて着床し、十四日目くらいから人間のかたちをとるようになります。再生医療のためにES細胞をつくるには、この胚盤胞の時期の受精卵を破壊しなければなりません。胚盤胞のなかの内部細胞塊（将来、胎児になる細胞集団）を取り出して培養し、新しい万能細胞つまりES細胞をつくり、さまざまな組織細胞に変化させる必要があります。ここで倫理的問題が発生するわけです。

ちなみにiPS細胞の場合は、大人の体細胞を初期化するので過程が逆になります。体細胞に数種類の遺伝子などの因子を入れて培養し、幹細胞、万能細胞であるiPS細胞をつくります。他にもクローニングES細胞があります。これは、核を取り出した卵子（除核卵）に、患者さんの体細胞から取った核を移植してクローニング胚をつくり、それを培養したものです。本人の遺伝

情報をもつた核を扱うので拒絶反応が起こりにくくとされています。結論から述べますと、イスラームでは大多数がこれらすべての細胞の作製を認めていますが、今日はES細胞に限定して話を進めます。

イスラームでは、中絶と同様、ES細胞の作製についても「初期胚はいつから人間になるのか」という問題が議論になります。その際、やはり入魂に関するハイダイエスが持ち出されます。大多数の法学者が、「再生細胞研究を行うことは許可される」との見解を出しています。

アメリカのクリントン政権時代に、宗教聖職者や研究者がES細胞について議論・検討し、その報告書が政府の生命倫理諮問委員会（NBAC）によって二〇〇〇年に発刊されました。当時、ES細胞研究に税金を投入することに対し、反対意見が多くあつたことがこの検討のきっかけとされています。報告書はインターネットでも閲覧できます。これには、イスラームから一人、ユダヤ教から三人、キリスト教から六人の方が

書いたサチエディーナ氏は、ヴァージニア大学宗教学の名誉教授で、インド系のシーア派ムスリムです。彼は、ハイダイエスの入魂の時期を根拠にして、「倫理的に統制されたES細胞研究にはほとんど問題はない」としました。つまり、一二〇日目に入魂が起きるため、胚の尊厳が認められるのはそれ以降との見解を述べたのです。彼の意見は、人間の健康を改善するという目的のためなら、初期胚の破壊は容認されるというものです。

ユダヤ教からは、ラビと呼ばれる聖職者三人が報告書を書いています。タルムードという口伝律法集では、「受精後四十日までは胎児は水のような存在だ」とされており、ES細胞への受精卵の利用は許されるという見解が一般的だと述べています。

キリスト教では、旧約聖書や新約聖書に明確なことが書かれていないため、報告書のなかでも意見が分かれています。一世紀に書かれた『十二使徒の教訓』には、「中絶してはならない」とあります。また、各時代の教父や神学者によつては、「受精後三十日ぐらい経つてか

ら入魂が起きる」とする意見もあつたようですが、次第に、入魂は「受精した直後」とみなされるようになります。ローマ教皇（ヨハネ・パウロ二世）も、回勅『いのちの福音』のなかで、「受精をしたときから初期胚は人格をもつ」との立場をとっています。報告書を書いたキリスト教徒六人のうち、カトリックは三人おり、二人は反対、一人はフェミニストのシスターで「贊否両論ある」と述べています。プロテスrant福音派とギリシア正教会の人も「反対だ」と言っています。一方、プロテスrantのリベラル派は、ES細胞の作製に賛成です。このようにキリスト教では、宗派や個人によって意見が割れていることがわかります。

生殖補助医療に関する問題

コーランには、妊娠について次のように記載されています。

アッラーは各々の女性が、妊娠するのを知つておられ、またその子宮の（胎児の時が）直ぐ終るか、

「のちの福音」のなかで、「受精をしたときから初期胚は人格をもつ」との立場をとっています。報告書を書いたキリスト教徒六人のうち、カトリックは三人おり、二人は反対、一人はフェミニストのシスターで「贊否両論ある」と述べています。プロテスrant福音派とギリシア正教会の人も「反対だ」と言っています。一方、プロテスrantのリベラル派は、ES細胞の作製に賛成です。このようにキリスト教では、宗派や個人によって意見が割れていることがわかります。

赤ちゃんを流産してしまうのか、無事生むことができるのは、赤ちゃんは男の子か女のお子か、これらはすべて神によって決定されると考えられています。しかしそれでも、子どもを望む夫婦のあいだでは、祈願やまじないが昔から行われています。そして近年は、高度な生殖補助医療にアクセスできる人々も現れ、それとともになって生殖補助医療に関するようになりました。

シア派の見解の多様性

スンナ派では、配偶者間の人工授精や体外受精しか認められていません。なかには生殖補助医療 자체を認めない法学者もいますが、だいたいの法学者は、夫婦間での生殖補助医療を認めています。一方シア派で

また延びるかを知つておられる。凡てのことは、かれの御許で測られている（一三章八節）
かれは、御望みの者に女児を授け、また御望みの者に男児を授けられる（四二章四九節）

も、夫婦間での生殖補助医療だけを認める意見が多いですが、スンナ派よりも意見が多様化しています。一部のシア派では、「卵子と精子のうちのどちらかが配偶者のものであっても許される」つまり「第三者の配偶子（ドナー配偶子）を使った受精卵をつくつてもよい」とされています。

多様な見解が認められているのがシア派の大きな特徴ですが、一体なぜそれが可能なのでしょうか。第一に、法解釈に違いがあるという点が挙げられます。シア派では、コーランとハディースに関する法学者の解釈が、スンナ派より柔軟だといわれています。コーランとハディースを解釈の根拠にしつつ、理性を重視し、その結果いろいろな解釈が生まれやすいとされています。

第二に、婚姻制度に違があるという点です。シーア派には、伴侶と生涯添い遂げる終生婚だけではなく、別れる日をあらかじめ決める「一時婚」があります。

通常の婚姻契約には、公証立会人と後見人が必要です。後見人は、多くの場合に父親が務め、叔父や兄が引き

受ける場合もあります。それに対し一時婚では、婚姻期間を一日、数日、数年とあらかじめ決め、立会人も後見人も不要となります。一時婚は、男女二人だけでできるわけです。

コーランには「かの女らと交わった者は、定められた婚資を与えないさい」（四章二四節）と書かれていますが、スンナ派はそれを通常の結婚の根拠とし、シア派はそれを一時婚の根拠とします。スンナ派は、仮にこれが一時婚を指したとしても、後になつて結婚に関する啓示が下されたため、昔の啓示は廃棄された、つまり一時婚は消失したのだと主張します。シア派では、生活苦の女性が男性から経済的に援助してもらうための手段として、あるいは「お試し婚」として用いられています。そして生殖補助医療に関して、ドナー配偶子を得る手段として一時婚が使われるのです。

では一体なぜ、ドナー配偶子のために一時婚が必要とされているのでしょうか。これには、姦通の問題が関係してきます。イスラームは極めて厳格な性道徳をもつており、婚姻関係以外で性交渉をもつた場合、既

婚者に対する死刑は石打刑による死刑、未婚者に対する鞭打ち刑が定められています。古典のイスラーム法では、姦通というと身体的関係を伴う性交渉を指していました。しかし現在「生殖補助医療で配偶者以外の精子と卵子が結びつくことも姦通になる」とスンナ派と多くのシア派が考えています。そのため、一時婚が必要になってくるのです。しかし、なかには一時婚が不要だとする有名なシア派の法学者もいます。ここでは両派の三人の法学者の見解を見ていくことにします。

スンナ派ガード・アルハックの見解

ガード・アルハックは、エジプトのアズハル機構（モスクと大学と法学者集団を擁するスンナ派の宗教・教育組織）の総長となる前の一九八〇年に、あるファトワーを出します。これは、イスラーム世界で初めて、人工授精や体外受精について述べたものだといわれています。ファトワーには、夫婦間の人工授精、体外受精はイスラーム法的に合法だが、ドナー配偶者や代理母は非法だと述べられています。あくまでも夫婦間のこと

あるため、姦通にはなりません。ここでは血縁関係を重視しているわけで、中東イスラーム社会では、血統（ナサブ）が重視され、血のつながりのない者や妻以外の女性から生まれた者を家族と見なさない慣わしがあります。そのため、イスラーム法は養子を禁止しています。ムハンマドにもザイドという養子がいましたが、啓示が下り養子が禁止になると、彼はその子と縁を切ったとされています。このようにガード・アルハックは、夫婦間の人工授精や体外受精を認めますが、夫以外のドナー精子を妻の子宮に移すことや、夫の精子を妻以外の卵子に受精させることは禁じています。

一方、アズハル機構の元総長アブド・アルカリーム・マフムードのように、人工授精や体外受精 자체を禁止する法学者もいます。彼は、エジプトでは人口が爆発しており、そもそも生殖補助医療は自然のプロセスではないといいます。彼のように禁止の立場をとる法学者はいることはいますが、概してスンナ派では、夫婦間であれば認められるという見解が多数を占めています。

シーア派ハーメネイーの見解

次に、シーア派の法学者でイラン・イスラーム共和国の第二代最高指導者ハーメネイーの見解を見てみましょう。「イラン革命」の後、ホメイニーが初代の最高指導者になりました。革命後のイランは法学者による統治国であり、国の最高指導者も必ず法学者でなければいけません。ちなみに、最高指導者のもとに大統領がいますが、大統領は法学者でなくともかまいません。たとえば、現大統領のロウハーニーは法学者ですが、その前のアフマディーネジャード大統領は法学者ではありませんでした。

ホメイニー亡き後にハーメネイーが最高指導者になりました。配偶者間のみならず非配偶者間の人工授精、もしくは体外受精を認めるファトワーハーを一九九九年に発表しました。それまでは、先のガード・アルハックのファトワーハーをシーア派の人々も参照していましたが、ハーメネイーによってこのファトワーハーが発表されてから、多様な意見が見られるようになりました。そのため、混乱も少し起きたようです。

ハーメネイーのファトワーハーを具体的に見てみると、たとえば「妻以外の女性の卵子を夫の精子と受精させ、妻の子宮に移植することは許されるか」との質問に、ハーメネイーは「問題はない」と回答しています。ただし、生まれてくる子どもは精子と卵子の持ち主に属すると書いてあります。ここでねじれが生じてきます。コーランの「母はかれらを生んだ者以外にはないのである」(五八章二節)に依拠すれば、出産した女性が子の母となるべきだと解釈されます。しかし、シーア派では遺伝的要素が優先されるため、卵子の持ち主が母になってしまいます。ドナーの女性が母となると、ねじれが生じるため、ここで養子縁組の考えが重要なになります。

コーランには、「またかれはあなたがたの養子を、あなたがたの実子ともなさない」(三三三章五節)とあり、養子が禁じられています。そのため、イラン民法でもイスラーム法が禁止している養子縁組を認めていませんが、イラン革命前に成立した「保護者のいない子どもの監護に関する法」が現在も効力をもつています。

さらに二〇一三年には、「保護者がいない、あるいは保護者に責任能力のない児童と青少年の援護に関する法」も可決されました。これらにより、イランでは養子縁組が可能となっています。不妊の夫婦も、幾つかの条件を満たせば、保護者のいない子どもを養子として引き取ることができます（細谷幸子「イランにおける生殖補助医療に関する倫理的議論と実践」村上薫編『中東イスラーム諸国における生殖医療と家族』研究会調査報告書、アジア経済研究所、二〇一六年、四五一四六頁）。

そして、第三者の夫婦から胚の提供を受けた場合、胚提供を依頼した不妊夫婦が親権を得ることもできます。本来、シア派では遺伝的要素が優先されるため、胚を提供した夫婦が父母になるはずです。しかし、血はつながっていないが、不妊の夫婦が父母になるという柔軟な解釈をしています。生殖補助医療で母親にしてねじれ現象が起きた場合、ここでは、養子縁組が許されると考えるのであります。ハーメネイーのファトワでは、夫の精子とドナー卵子で生まれた子どもは、その夫と卵子ドナーに属すとされますが、夫の妻の養子

になることが可能なのです。

さらに、ハーメネイーは「夫以外の男性の精子を人工的に妻の子宮に入れて受精させることは可能か」という質問に対し、「（その男性を）見たり触れたりしなければ、それ自体としては問題ない」と回答します。彼は、代理母も認めており、子どもをもうけるためにあらゆる手段を認めているようです。ではハーメネイーはなぜ、こんなにも生殖補助医療の配偶子の組み合わせを認めているのでしょうか。

私は、その背景の一つに、イランにおける合計特殊出生率の低下があると考えます。一九七九年のイラン革命後、未来への希望が生まれたことで出生率が少し上がりました（グラフを参照）。しかし一方で、革命後すぐいにイラン・イラク戦争（一九八〇一八八年）が始まり、多くの人が亡くなつたため、出生率が下がりました。さらに戦争後、家族計画が導入され、「少なく産んで豊かに暮らそう」とのスローガンのもと、出生率が一気に下がっていきます。二〇〇二年には「女性一人当たり二人」を下回る事態となり、現在は、日本と同様に

No Image

イランにおける合計特殊出生率

少子化が大きな問題となっています。そのような事情から、子どもの数を増やすような意見が出ているかもしれません。

たとえばテヘランには、子どもを増やすために、カヌーや六人乗り自転車のサイクリングを楽しむ大家族と、その後ろを追いかける二人きりの父子の寂しそうな姿を対照的に描いたポスターが貼られました。ハーメネイーは人口を増やすための十四箇条を発表し、その第三項目で、出産と不妊治療に保険を適用するとしました。経済的に大変な若い夫婦もいるわけで、ハーメネイーは、金銭面で援助するとしており、積極的に生殖補助医療を認めているようです。

このハーメネイーのファトワーとは別に、イランでは「胚の提供に関する法案」が二〇〇三年に議会を通過し、護憲評議会（監督者評議会）によつて認められました。護憲評議会はイスラーム法に照らして正しいかどうかをチェックする機関ですが、この法案について、次の三点を決めました。第一に、卵子提供は、夫がドナー女性と一時婚をすれば可である。第二に、ドナー

精子の提供を禁止する。これについては、妻は精子を提供するドナーと一時婚ができることが理由とされていますが、しようと思えば可能です。不妊の夫と離婚して精子ドナーと一時婚し、また離婚して元の夫と結婚する。しかし、「できない」とされています。ドナー卵子は認められ、ドナー精子は禁止されることには疑問を感じる人もいるかもしれません。第三に、ほかの夫婦からの胚の提供は、男性、女性両方の不妊を克服するために許される、とあります。ある夫婦からの胚を他の夫婦に与えることは合法だ、というのがその理由です。

この法案と先のハーメネイーの見解は、さまざまなもので異なります。まず、卵子か精子かどちらか一方の提供についてのみ回答したハーメネイーと違い、法案ではドナーによる胚の提供も合法だとしています。ところに、ドナー精子を可とするハーメネイーのファトワーは、イラン議会のなかで禁止され無効とされました。ただ、この法案の権限はシーア派が住んでいるレバノンには及びませんから、そこでは精子提供が自由に行

われているようです。また、この新しい法案に強制力はないので、一部の生殖補助医療の医師は、イランでもレバノンでも、ハーメネイーのファトワーを利用しているといいます。生殖補助医療を受けられるクリニックは、壁にハーメネイーのファトワーを貼り、患者に安心感を与えるようにしています。おそらく、先の法案にかかわらず、精子提供も卵子提供も行われていると考えられます。

シーア派スイースターニーの見解

次に、シーア派の別の法学者の見解です。スイースターニーはイラクを拠点とする十二イマーム派における法学の最高有識者です。彼のファトワーは、スンナ派とハーメネイーの中間に位置します。つまり、夫婦間の受精卵とドナー卵子を認める一方で、ドナー精子を禁止しています。具体的には「夫の精子を他の女性の卵子に受精させ、受精卵を妻の子宮に入れることは許されるか」との質問に、スイースターニーは「許される」と回答しています。一方、「妻の卵子に、夫

	夫婦間の受精卵	夫の精子とドナー卵子による受精卵	ドナー精子と妻の卵子による受精卵
スンナ派、多くのシーア派	○ (ごく一部のスンナ派は×)	×	×
一部のシーア派 (ハーメネイーなど)	○	○	○
一部のシーア派 (スィースターニーなど)	○	○	×

生殖補助医療をめぐる多様な見解

以外の精子を受精させ、妻の子宮に入れることは許されるか」との質問に對しては、「避けなければならぬ」と答えていきます。

以上をまとめますと、スンナ派と多くのシーア派が夫婦間の受精卵だけを認め、ドナーによる提供を禁止しています（表を参照）。ハーメネイーなどの一部のシーア派は、すべての場合の受精卵を認めています。また、スィースターニーなどの一部のシーア派は、夫婦間とドナー卵子の受精卵を認め、ドナー精子によ

る受精卵を禁止しています。このように夫婦間の人工授精や体外受精について、スンナ派はまとまつた見解をもっていますが、シーア派ではいろいろと意見が分かれているのが見てとれます。

イスラームの生殖補助医療に関しては、第一に、夫婦間でも人為的操縦は認められないという少数意見があります。しかし多くが、夫婦間であれば人工授精、体外受精は許されるという意見です。これは、姦通を回避しつつ、親子の血縁関係も非常に重視するという第二の立場です。そして第三に、姦通を避けねば夫婦間でなくとも人工授精、体外受精は許されるという立場もあります。ここには、血縁関係より姦通を回避することを重視する考えが根底にあるかと思います。

このように、ドナー精子・卵子、代理母はすべて認めるという立場、ドナー卵子のみで代理母は認めないという立場、夫婦間でないと認められないという立場などがあり、法学者の間で一致した見解があるわけではありません。ここには正統や異端という区別はなく、少数派の法学者の見解でも存在できるという多様性が

確保されていることがわかります。

死や終末期医療に関する問題

最後に、死や終末期医療に関する問題について考えます。コーアンには、死について次のように書かれています。

アッラーが、あなたがたに生を授け、それから死なせ、それから復活の日に、あなたがたを召集なされる（四五章二六節）

アッラーが、人間を生まれさせ、死なせ、最後の審判の前に復活させて呼び出す、ということです。また、死とは、死の天使がやつて来て魂を引き抜くことをいいます。原子論でものごとを見るイスラームでは、魂が小さな粒子でできていると考える人が多く、死に際して、死の天使が肉体から魂を取り上げるとされています。亡くなつた人の肉体は土葬にされて、終末の日まで墓で眠ります。終末の日が来て天変地異が起きる

と、離れていた肉体と靈魂が合わさつて復活します。こうして、復活した人間は最後の審判を受け、天国か地獄に振り分けられるのです。

イスラームでは一般的に、死を厭うべきものや恐れるべきものとは説いておらず、短い現世よりも長い来世での生のほうが大事だとされています。死は、来世で天国に行くための単なる通過点だと考えられているのです。当然、死は恐く、悲しく、いやなものですが。しかしムスリムは「それを乗り越え、シャリーアに従って生きていけば、この現世よりもずっと長い時間を天国で過ごすことができ、アッラーに会えるではないか」と思うのです。よく使われるお悔やみの言葉に、「本当に私たちはアッラーのもの。かれの御許にわたしたちは帰ります」（コーアン二章一五六節）とあります。この世を正しく生きることが大事であり、天国で神に会うことなどがその最大の褒美だとされています。

賛否両論の「脳死」「臓器移植」

死と関連して脳死の問題がありますが、これについ

ではありません。「死の天使が靈魂を肉体から引き抜くこと」を死としていて、天使が見えるわけではないので、結局、心臓死と脳死のどちらの解釈も可能になってしまいます。先ほど紹介したガード・アルハックなどは脳死否定派で、魂の離脱によつて体の機能すべてが停止し、呼吸、脈拍、筋肉の緊張など生命の現象が終わつたときが死だといいます。そのため脳の機能が停止しただけでは死とはいえず、体の機能がすべて停止したときが死だと解釈します。一方、彼の次にアズハル機構の総長になつたタンターウィーなどは、脳死肯定派の立場をとっています。彼らは、心臓が鼓動していても、それはただ生命維持装置によるものであり、やはり脳機能が停止すれば死と見なせるといいます。

脳死に関連して、臓器移植についても賛否両論あります。反対派は、肉体の復活の教義があるため、なるべく遺体はきれいなほうがいいといいます。そこで、遺体の切斷や火葬は禁止されます。そこには、灰にしてしまえば、もはや最後の審判の前に復活できないと

か、人間の体は神がつくつたのだから、人間が勝手に切つてはならないという考え方もあります。一方で肯定派は、コーランの「神から授かつた財産の中から彼らに与えよ」(二四章三三節)の文言に依拠し、人の命を救うために臓器移植は容認されると解釈します。エジプト議会では、二〇一〇年に、臓器移植法案が賛成多数で採択されました。臓器移植が認められる流れが次第に起きており、おそらく賛成派が多くなってきているのではないかと思います。

看護が双方の罪を取り除く

死に関する諸問題のなかに「終末期の医療と看護」があります。ムハンマドは、妻アーリヤの部屋で、病に苦しんで亡くなつたといわれています。ムハンマドのところに見舞いに来た人とのやり取りが、ハディースに残っています。ムハンマドは病気で「苦しい」と言つたけれども、「苦しみを受けた者のために、必ずアッラーは、木が葉を落とすように、彼の罪を取り除かれる」と述べたと書かれています(アハーリー「イスラームにおける生命倫理の諸問題

ム伝承集成』中巻、牧野信也訳、中央公論社、一九九四年、八六三頁)。ムハンマドはムスリムにとつて生き方のモデルになっています。そのため、ムハンマドが特別な治療を何も受けずに苦しみながら亡くなつたのだから、自分もそのように亡くなろうと考えるムスリムも当然います。

一方、コーランには、耐えることは推奨されるが義務ではない、とも書かれています。たとえば、こうあります。

忍耐と礼拝によつて、(アッラーの) 御助けを請い願ひなさい。だがそれは、(主を畏れる) 謙虚な者でなければ本当に難しいこと(二章四五節)

スラーム圏にはホスピスがほとんどなく、家族が自宅で看護する場合が多いです。イランで調査している細谷幸子先生によると、長期に及ぶ治療や施設ではなく、自宅で家族に囲まれて療養すべきだという考え方が一般的だということです。その際、介護や看護は天国に行くための善行とされています。そして介護・看護する側だけでなく、その必死の看護によつて、介護・看護される側の罪を取り除くと考えられているそうです(細谷幸子「イラン・イスラーム共和国 異文化を通して見る看護(5)・家族による看護・介護をめぐる状況」「看護管理」一四卷五号、二〇〇四年、四三八~四四一頁)。

イランの介護については、アスガーリ・ファルハディ監督の映画『別離』(二〇一二年、米アカデミー賞外国語映画賞)が参考になります。離婚の危機にある別居中のイラン人夫婦の話が中心ですが、そこに自宅での介護が必要な夫のお父さんが登場します。介護のために雇われた女性が男性の体に直接は触れられないのだとまど

これに依拠して、本当に痛くて耐えられない状態ならば耐えなくともよいとして、緩和ケアが認められます。

コーランでは親孝行が説かれていることもあり(一七章二三~二四節など)、また、中東などでは現在でも大家族制度ですから、在宅看護が中心になっています。イ

雇い主による殺人罪とみなされて裁判になつたり、生命倫理に関連するテーマが出てきます。興味のある方はDVDをご覧いただければと思います。

日本ではまだ少ないので、欧米では、多くの病院にさまざまな宗教・宗派のチャップレン（臨床宗教教師）のチームが存在しています。ムスリム・チャップレンは、ムスリムの患者とともに礼拝やコーランの朗誦を行ったり、イスラーム法的に合法とされる食事や投薬のアドバイスをしたりします。このようなチャップレンたちが患者の終末期を支える役割を担っています。

イスラームにおける終末期のケアについてまとめますと、ムスリムの患者は、ムハンマドのように苦痛に耐えて罪を取り除くだけでなく、耐えがたい苦痛があれば緩和ケアを受けることもできます。また、死後、天国に行くことができるよう、礼拝や断食、ハラールといった戒律、シャリーアを守りながら終末期を過ごすことが重要です。入院している場合は、戒律を守れるよう病院側がいろいろ配慮することが望まれています。また、病院でも在宅でも、ムスリム・チャップ

ンやモスクの説教師が患者とともに礼拝したり、患者の声を傾聴したりして、終末期を支えています。そして「死は来世への通過点、死者は復活して神の御許に帰っていく」という教えが、終末期の患者にとって大きな支えとなっています。

尊厳死・間接的安楽死は認める

最後に、安楽死と尊厳死についてお話しします。イスラームでは、人間の寿命や運命は神がすべて予定していると考えられているため、自殺帮助などの方法により患者を死に至らしめる積極的安楽死は絶対に認めません。神が寿命を決めているのに、それよりも早く人為的に死なせてしまうことになるからです。ただし、先の「忍耐と礼拝によって、神の御助けを請い願いなさい。だがそれは、謙虚な者でなければ本当に難しいこと」という文言のとおり、苦痛緩和の薬を投与して、結果的に死期が早まる間接的安楽死や、治療の差し控えによって死期が早まる消極的安楽死すなわち尊厳死は容認されています。その場合、不可避の死を人工的

に遅らせるることは、患者の利益に反し、死の自然のプロセスに反すると考えられているのです。

3 まとめ

イスラームでは、どのような問題であっても、コーランとハディースに典拠を求めて、神の意志を知り、神の命令に従つて生きようとします。それがムスリムにとっての「よき生」とされています。ただ、コーランやハディースのなかで、生命倫理に関する明確な基準が述べられていることは稀です。そのため、法学者のなかでいろいろな意見が出てきます。イスラームではカトリックのように教義の決定機関がなく、法学者が集まって会議を開く程度です。公会議が開かれ、そこで決定したことが正統的な解釈になるわけではありません。法学者の多くが合意している見解はあるものの、多様な解釈が可能であり、少数派の見解も存在でいるのが特徴です。一般信徒は、自分が納得する法学者のファトワーに従うことができます。一人の法学者に決めてついて行くムスリムもいれば、いろいろな法

学者のところを転々とするムスリムもいるそうです。自分の考え方と違うと思えば、また別のところに行けばいいので、自分が納得できるファトワーに従うことができます。

最後に、生命倫理の諸問題に関するファトワーをまとめてみたいと思います。初期胚の問題について、ハディースによれば、入魂によつて初期胚が人間になるのは受精後一二〇日とする基準が一般的です。そのため、一二〇日以前であれば中絶とES細胞の作製は許容されるというのが多数派の意見です。生殖補助医療に関しては、スンナ派と多くのシーア派で、夫婦間のみの受精卵の作製が許されるというのが一般的とされています。さらにシーア派では、ドナー配偶子の組み合わせによって、スンナ派よりも多様な解釈が見られました。すなわち、ドナー精子によるもの、ドナー卵子によるもの、両方ともドナーによるもの、それぞれの可否の判断が分かれています。脳死、臓器移植も贊否両論がありますが、最近では両方とも少しづつ認められてきています。また、ES細胞やiPS細胞の作

製による再生医療をさらに進めていこうという立場が多数派です。そして終末期医療については、積極的安樂死は不可としますが、尊厳死や緩和ケアなどは許されるというのが多くの法学者の見解になります。

以上、日本ではあまり知られていないイスラームの生命倫理のさまざまな問題に関してお伝えしましたが、少しでもお役に立てれば幸いです。

質疑応答

【質問者A】緩和ケアについて、病で苦しんだムハンマドが罪を取り除かれたとありました。が、ムハンマドはどういう罪を犯したのでしょうか。

【講師】それには諸説ありますが、ムハンマドも預言者になる前には、罪を犯しているとする解釈もあります。

その内容はわかりません。何らかの小さな罪を犯してしまったのかもしれません。

【質問者B】イスラームでは、幾つかに分派したという話がありました。たとえば、ある派では許されていな

いことが、別の派では許されているために、ムスリムがそちらに移動するようなケースはあるのでしょうか。

【講師】大まかにいって、スンナ派のなかには法学派が四つあり、シーア派にもいくつもありますが、同じ派のなかでも法学者によつて意見が分かれることもあります。

スンナ派の人がシーア派に従い、シーア派の人がスンナ派の法学者に従うようなケースはほとんどないと思いますが、スンナ派ならスンナ派のなかで法学派を変えることもあると聞いたことがあります。自分が四つの法学派のうちの一つに属しているが、ある問題の回答について、自分が属す派では十分納得できないために、他の派に回答を求めて行くようなことはあります。ただ、スンナ派とシーア派を超えることは、まずないのではないかと思います。

【質問者B】その決められたことは皆必ず守るのでしょうか。守らなかつた場合、罰はどうなるのでしょうか。

【講師】実際には、ほとんどの国でイスラーム法は国法としては施行されていません。サウジアラビアやイラクではイスラーム法を施行しており、たとえば姦通罪

について、既婚者同士の場合は石打刑の死刑、未婚者の場合は鞭打ちだが死刑にはならないと定められています。ですから、何らかの違反を起こしてしまっても、古典的なイスラーム法に従つて罰を受けるとすれば、現代のイスラーム世界でも、おそらくサウジアラビアやイランなどの限られた国になってしまいます。決まりに従わないから必ずイスラーム法の罰を受ける、というわけではないと思います。

【質問者B】厳密に守つていなくても、見逃される場合もあるのでしょうか。

【講師】姦通罪は非常に罰が厳しいため、いろいろな見逃し方法があるようです。たとえば、妊娠するはずのない人が妊娠すると、「お風呂屋さんに行つたときに精子をもらってきた」とか（笑い）。その他、姦通罪にならないよう、抜け道のようなものを昔もいまも探してあげたりもしているようです。

【質問者C】死に対して苦しんだ分だけ罪を消してくれる、とありました。ムハンマドも実際に苦しんで亡く

なったというお話をしたが、一方で、死ぬときになるべく苦しまないで死ぬほうがいいという考え方もあると。苦しまないで死ぬよりも、苦しんで死んだほうがいいというのが、イスラーム本来の捉え方ということです。そういうのが、伊斯ラーム本来の捉え方ということでよろしいでしようか。

【講師】それについては、私もどちらなのだろうと思うところです。ムハンマドがそのようにして亡くなつたことはハディースにあるので、ムハンマドを生き方のモデルにしている人は、特別な緩和ケアを受けずに死んでいくという考え方になります。また、「耐えることは重要だけれども、それは本当に難しいことだ」とのコーランの文言にも重い意味があると考えます。そちらを順守する立場からいえば、痛みを取り除くことも神に召される道であるとの解釈ができると思います。ですから、イスラームでは「苦しんで死んでいくほうが多い」としているとは単純にいえないのではないかと思います。両方の立場とも、同じ比重で捉えられるのではないかと考えております。

【付記】

本稿は、平成二十七－二十九年度科学研究費補助金（基盤研究(C)課題番号15K02056）、平成二十八－二十九年度科学研究費補助金（基盤研究(B)課題番号16H03538）による研究成果の一部です。

参考文献（本文で記したものを述べ）

- Abbas-Shavazi, M. J., M. Inhorn, H.Razeghi-Nasrabad, and Gh. Toloo, "The ‘Iranian Art Revolution’: Infertility, Assisted Reproductive Technology, and Third-Party Donation in the Islamic Republic of Iran," *Journal of Middle East Women’s Studies*, 2008, 4–2, 1–28.
- Aitkatchi, Darrusch, *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, [Dordrecht]: Springer, 2007.
- Inhorn, Marcia and Soraya Tremayne eds., *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shi'a Perspectives: Fertility, Reproduction and Sexuality*, New York: Berghahn Books, 2012.
- Khamenei, Sayyid Ali Hosseini, *Replies to Inquiries about the Practical Laws of Islam: The English Version of Ajwibah al-Isfiyah*, London: Alhoda Publishers and Distributors, 2005.
- Rispler-Chainin, Vardit, *Islamic Medical Ethics in the Twentieth Century*, Leiden: E.J. Brill, 1993.
- Tremayne, Soraya, "Not All Muslims are Luddites," *Anthropology Today*, 2006, 2–3, 1–2.

青柳かおる「イスラームの生命倫理における初期胚の問題——ユダヤ教、キリスト教と比較して」「比較宗教思

想研究」第二二輯、二〇一二年、一一二一頁。

青柳かおる「イスラームの生命倫理と先端医療——キリスト教と比較して」「比較宗教思想研究」第一三輯、二〇一三年、一〇一—一一一頁。

青柳かおる「ガザーリー——古典スンナ派思想の完成者」山川出版社、二〇一四年。

青柳かおる「イスラームの生命倫理における安樂死と尊厳死——キリスト教と比較して」「比較宗教思想研究」第一二輯、二〇一二年、一一二九頁。

青柳かおる「イスラームにおける死と看護」「死の臨床」日本死の臨床研究会、三九巻一号、二〇一六年、六〇一六二頁。

青柳かおる「イスラームにおける生殖補助医療——シーア派を中心に」塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店、二〇一六年、一八八—二〇九頁。

(あおやま かおる／新潟大学准教授)